

佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第五号

佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県保健福祉事務所管理規則（平成十八年佐賀県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。